



河南沢配水池

▼議案53 松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例

令和6年4月1日より、寄簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計の法適化を全面適用することに伴い、条例の一部改正と廃止など所要の改正をするため、提案されたものです。

産業厚生常任委員会に付託し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、一部修正を行い、委員会報告のとおり賛成全員で可決しました。本会議で委員会報告を行い、採決の結果、可決となりました。

▼議案54 松田町有施設使用条例の一部を改正する条例

松田町有施設の運営の適正化を図るために使用料の改正をするため、提案されたものです。総務文教常任委員会に付託し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員会報告のとおり賛成多数で可決しました。本会議で委員会報告を行い、採決の結果、可決となりました。

▼議案56 松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松田町体育館の運営の適正化を図るために使用料の改正をするため、提案されたものです。総務文教常任委員会に付託し、慎重に審査を行いました。審査の結果、委員会報告のとおり賛成全員で可決しました。本会議で委員会報告を行い、採決の結果、可決となりました。

議案第53号 松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例

産業厚生常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果 採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容

環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い審査しました。審査の結果、打ち切り決算という会計処理を行うには期日を指定する必要があるため一部修正を行いました。それ以外については、平成31年1月26日付け総務大臣からの通知により、寄簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計を法適化するものであるため、適切であると判断しました。なお、次の項目について申し入れをします。

- (1) 松田町水道事業運営審議会及び松田町生活排水処理施設運営審議会の答申を尊重し、健全な事業運営を図られたい。
  - (2) 法適化された公営企業会計は令和6年4月1日から開始となるため、移行にあたっては適正かつ円滑に進められたい。
- (別紙) 議案第53号 松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例に対する修正案条例の一部を次のように修正する。  
附則第1項中「公布の日」を「令和6年4月1日」に改める。

議案第56号 松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

総務文教常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果 採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容

教育課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、近隣町と比較し、妥当な使用料等であると判断しました。

なお、松田町体育館の有効活用のため稼働率向上が見込めるよう円滑な適正運営を図ることを要望する。

議案第54号 松田町有施設使用条例の一部を改正する条例

総務文教常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果 採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容

教育課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、近隣町との使用料金を比較して妥当なものと判断しました。

引き続き光熱費等の急騰による外部要因と構造的な赤字の解消に努められたい。